

第 43 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 43 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 24 年 11 月 30 日 (金)
15 時 00 分 から
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 盛岡市・玉山村新市建設計画への新たな事業の追加について

(説明者：市長公室 東藤公室長，市民部 細川部長，環境部 千葉部長，企画調整課 古館課長)

審議第 2 号 新しい盛岡市総合計画の策定について

(説明者：企画調整課 古館課長)

審議第 3 号 盛岡市立巻堀中学校施設整備事業の工法変更について

(説明者：教育委員会事務局総務課 豊岡課長)

イ 自主的審議事項

な し

(2) 報 告

報告第 1 号 玉山区土砂災害基礎調査結果の説明会開催について

(説明者：河川課 高橋課長)

報告第 2 号 有機物資源活用施設整備工事の完了時期の変更について

(説明者：農林部 中川部長)

6 その 他


7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

| | 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|----|---------|---------------------|
| 委員 | 伊 香 信 子 | 玉山区交通安全母の会連合会 会長 |
| 委員 | 岩 崎 隆 | 元岩手県農協青年組織協議会 会長 |
| 委員 | 右 京 富 弥 | 盛岡市社会福祉協議会 副会長 |
| 委員 | 小 橋 弓 子 | 公募委員 |
| 委員 | 駒 井 元 | 盛岡市環境審議会委員 |
| 委員 | 齋 藤 勲 | 玉山区自治会連絡協議会 会長 |
| 委員 | 桜 輝 夫 | 公募委員 |
| 委員 | 佐々木 由 勝 | 元岩手県二戸振興局農政部長 |
| 委員 | 竹 田 ア サ | 玉山区芸術文化団体連絡会理事 |
| 委員 | 千 葉 進 | 盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長 |
| 委員 | 津志田 貞 子 | 元市議会議員 |
| 委員 | 福 田 稔 | 新岩手農業協同組合 代表理事組合長 |
| 委員 | 松 坂 幸 美 | 渋民中学校 P T A 会長 |
| 委員 | 皆 川 ミエ子 | 盛岡市上下水道事業経営審議会委員 |
| 委員 | 村 山 美栄子 | 巻堀地区民生児童委員協議会 会長 |

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成25年 1 月 9 日 議事録署名員 村山 美菜子  印

平成25年 1 月 9 日 議事録署名員 岩崎 隆  印

議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第43回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成24年11月30日（金） 15時30分から16時54分

3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

4 出席者（47名）

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）

（12名） 岩崎隆 委員，駒井元 委員，齋藤勲 委員，桜輝夫 委員

佐々木由勝 委員，竹田アサ 委員，千葉進 委員，松坂幸美 委員

皆川ミエ子 委員，村山美栄子 委員

（欠席者 伊香信子 委員，小橋弓子 委員，津志田貞子 委員）

市側出席者：川村玉山区長，萬事務長

（35名） （市長公室）東藤公室長，古舘企画調整課長

森田企画調整課副主幹兼計画係長，山本企画調整課主任，高畑
企画調整課主任

（市民部）細川部長，佐藤次長兼スポーツ推進課長

谷藤国体推進室主幹兼室長

（環境部）千葉部長，櫻環境企画課長

（教育委員会事務局）豊岡総務課長，上柿総務課長補佐

（建設部）高橋河川課長，伊藤河川課長補佐，柏谷河川課技師

箱崎建築住宅課長，吉田建築住宅課主幹兼課長補佐

（農林部）中川部長，千葉農政課長補佐，藤村農政課副主幹兼農畜産係長

松本農政課主任

（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長，高橋税務住民課長

佐藤健康福祉課長，大澤産業振興課長

水澤建設課主任主査

（渋民公民館）竹田館長

（玉山学校給食センター）北田所長

（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹

事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査，佐藤主査，吉田主任
加藤主任

5 傍聴者 佐藤千賀夫市議, 竹田浩久市議, 高橋和夫市議
一般傍聴者1名
マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、皆様、どうも本日はご苦労さまでございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第43回の盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

最初に、本会は委員の半数以上の出席によりまして会議が成立するという事になっておりますので、本日は委員15名中12名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは最初に、福田会長からご挨拶をお願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。第43回の盛岡市玉山区地域協議会、このことについてご案内を申し上げましたところ、既に11月もきょう限りでございます。まさに忙しい時期にもかかわらずご出席を賜りましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

我々玉山区におきましては、第1次産業の農業というものが大方収穫の時期を終えたわけでございますが、こういう結果につきましても、皆さんもご存じのとおり、もう既に1年と9カ月になろうとしているわけでございますが、この福島原発事故ということで、大変な風評被害のもとに生産現場は頑張っておるわけでございますが、非常に厳しい環境下で作業に携わっておるわけでございます。そういうことを捉えながらも、既にこの時期でございますが、一層の苦しみもあるわけでございますが、頑張っておられる現場の方々から心から本当に残念な1年であるということを感じていただいているところでございます。

さて、きょうは、第43回の協議会なわけでございますが、皆さんもご存じのとおり、前区長さんの工藤久徳さんが盛岡市の市勢功労者として表彰されたわけでございますが、引き続きましてこの秋の叙勲におきまして旭日小綬章を受章されました。また、元盛岡市の消防団長でございました竹田祐三さんにおかれましても、叙勲の榮譽に浴されたわけでございますが、我々としても心からお祝いを申し上げたいと、こう思っておるところでございます。

非常に厳しい環境という中でございますが、原発の風評被害、そしてまた今次渋民地区産のソバから放射性物質が国の基準を上回る数値を出したわけございまして、出荷が制限されるというような状況下にあるわけでございます。このことにつきましては、既に昨日でございますが、出荷制限の解除のためにその農家の方々にご説明を申し上げておるわけでございますが、いずれにいたしましてもこのことが我々にとっては毎日不安要素の中で行動をとっているわけでございますが、一日も早くこれが払拭され正常化することを願いたいわけでございます。

我々生産する者がそういう形で、放射能汚染ということで非常に苦しい立場に立たされ

ておるわけでございますけれども、もう一方の東電の損害賠償のことでございますが、畜産、酪農家、これら等についても大変な被害をこうむっているわけでございますが、なかなか東電は我々の言い分を聞いてくれないというような状況下にあるわけでございますけれども、今現在岩手県では、これに対しまして約130億の損害賠償請求をいたしておるわけでございますが、大方五十四、五%の支払いということになっているわけでございます。

ちなみに、私ども玉山区が関係いたしております新岩手農協管内からも、この請求については約42億の請求をいたしておるわけでございますが、今のところ23億ほどの支払いということでございますが、約56%という数字でございます。そういう時期を捉えながら、農家、生産現場におきまして、間もなく年の瀬を迎えるわけございまして、何としましてこの損害賠償につきましては、やはり本賠償ということで我々も請求いたしておるわけでございますけれども、きょう東電の担当の方々が我々新岩手農協に来て、いろいろと我々も協議いたしました。そうした中で、12月14日には農家に入るように9月期までの請求分については本賠償いたしますということを言っていましたけれども、確実にこれをいただいてみないとわからないのが今の時代でございます。したがって、生産現場、まさに苦しい環境下の中にあつて、そういう苦しみと闘いながら生産活動を行っておるわけでございますが、なかなかこのことを理解してくれないということからして、我々もそれぞれの地域を巡回をしながら東電の関係者の方に生の声を聞いてもらいたいというようなことから実施いたしましたわけございまして、このことについては何とかそういう形で進められるのかなと、こういうふう思うわけでございます。しかしながら、9月期まででございますから、10月、11月分についてはきょう請求いたすわけでございますが、これら等についても何とか支払いを早めてもらいたいと、我々も誠意を持って請求しているのであるから、東電に対しましても東電も誠意を持って我々に支払ってくださいということを申し上げておるわけでございますが、なかなか理解を得られないのが現状でございます。しかしながら、生産現場についても、苦しみを何とか東電に伝えながら、今後進めてまいらなければならないという思いでございます。

そういう現状下にあるわけでございますけれども、きょうは地域協議会でございます。本日は、皆様方にご案内申し上げているわけでございますが、最も大きな新市建設計画への新たな事業の追加についてなど、諮問事項にあるわけでございますが、諮問事項については3件、報告については2件ほどご提案申し上げますので、ひとつ皆様方からの忌憚のないご意見等をいただきながら、きょうの協議会がスムーズに実のあるものにしていただくようお願いを申し上げながら挨拶にかえる次第でございます。よろしく願いいたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして川村玉山区長からご挨拶を申し上げます。

(川村区長) 本日はお忙しい中、委員の皆様方には、第43回玉山区地域協議会にご出席をいた

だきましてまことにありがとうございます。

早いものであすから師走ということで、ことしもあと1カ月を残すのみとなりました。年の瀬を迎える中、衆議院解散に伴う総選挙の実施もあり、何かとせわしい時期となってまいりました。

寒さも日増しに厳しくなり、にわかには降雪、積雪が気になる場所でもあります。玉山区におきましても、例年どおり除雪会議を開催するなど、関係する皆様方と緊密な連携を保ちながら、スムーズな除排雪に万全を期すこととしておりまして、皆様方にはご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、諮問事項3件、報告事項2件を協議していただくこととしております。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をご期待申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは次に、次第の4に移ります。議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長さんに議長をお務めいただき、進行のほうよろしく願いいたします。

(福田会長) それでは、暫時の間私のほうから進行役を務めさせていただきます。

4の議事録署名員の選出でございますが、恒例によりまして私のほうからご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、村山美栄子委員、岩崎隆委員、両名をお願いいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

5 議 事

(1) 審 議

(福田会長) 早速議事に入りますが、本日の会議につきましては公開といたしたいと思います。

それでは、審議に入ります。諮問事項、審議第1号盛岡市・玉山村新市建設計画への新たな事業の追加についてを議題といたします。

それでは、ご説明を願います。

(古舘課長) 企画調整課の古舘と申します。よろしく願いいたします。

資料の1枚目、1ページ目をごらんいただきたいと思います。盛岡市・玉山村新市建設計画への新たな事業の追加についてでございます。1の趣旨についてでございますけれども、盛岡市と旧玉山村の平成18年1月10日の合併に伴い策定されております新市建設計画につきましては、平成18年度から27年度までの10年間を期間といたしまして、「活力に満ち、

詩情あふれる県都盛岡」を将来像に掲げ、将来像を実現するための施策や主な取り組みなどを定めているものでございます。

この新市建設計画について、2つの新しい事業を追加したいと考えているものでございます。1つでございますが、市は現在平成28年に開催予定されております岩手国体の準備に全市を挙げて取り組んでいるところでございます。競技環境の向上ということが課題となっており、スポーツ施設の整備を行う必要があるものと考えておりますことから、スポーツグラウンドの整備など、生涯スポーツ整備事業を新たに計画に追加しようとするものでございます。スポーツ施設の整備は、市民の生涯にわたってスポーツに親しむ機会を充実させるものでありますとともに、各種イベントなどの会場としましても利用の拡大が見込まれるものでありますので、まちの活力、にぎわいの創出というものに効果も期待できるものと存じております。

なお、新市建設計画ではスポーツ施設の整備に関しまして、既に完成しております好摩地区体育館、それからこれから整備を予定しております市民運動公園の整備事業を主要事業と位置づけまして実施しているところでございます。

2つ目の事業についてでございます。美しい自然、それから地域資源に恵まれております玉山区におきまして、その地域の特性を生かしました再生可能エネルギーの導入、それから地域循環型社会のモデル地域の整備を進めるため、生出地域エコタウン事業を新たに新市建設計画に追加しようとするものでございます。岩手国体では、全国から選手、役員、マスメディアなど多くの大会の関係者が来訪いたしますことから、本市の魅力、取り組みというものを全国に発信する絶好の機会となるものと考えております。玉山区の資源を生かした先進的な環境への取り組みについても、全国から注目されるものとして整備を進めたいと考えているものでございます。また、自然環境との共生を目指した地域づくりを進めますことは、本市の省エネ行動を普及させ、地球環境保全の啓発に寄与するものであると考えております。

こういったことから、岩手国体を迎えるに当たりまして、必要となるスポーツ施設の整備、そして玉山区の地域資源を生かした環境施策につきまして、新市建設計画に新たな事業として追加しようとするものでございます。

次に、2の新市建設計画に新たに追加する事業について概略をご説明いたします。(1)でございます。生涯スポーツ施設整備についてであります。つなぎ地区スポーツグラウンドの整備、アイスアリーナの改修、通年スケートリンクの整備、そして太田テニスコートの上屋整備を25年度から27年度にかけて実施しようとするものでございます。事業費につきましては、21億3,900万円、これに係ります合併特例債を18億9,390万円と見込んでいます。

次に、(2)の生出地域エコタウン事業についてであります。生出地域におきまして、太陽光、風力、そして水力を利用した発電施設の整備などを25年度から27年度にかけて実施しようとするものでございます。事業費が5億9,570万円、これに係ります合併特例債4億1,010万円を見込んでおります。

次に、3の新市建設計画のハード整備事業、合併特例債等についてでございます。新市建設計画への新たな事業の追加とともに、これまでの実績を踏まえて事業が完了したもの等につきまして、事業費を整理したものでございます。こちらの表をごらんいただきたい

と思います。表の区分の既計上の事業の計画額①の欄を見ていただきますと、現在の新市建設計画では、事業数が94事業、事業費が986億674万円となっており、合併特例債174億4,180万円を予定しているところでございます。これに対します平成27年度までの見込み、見込み額の②のところでございますが、事業費が873億3,410万円、合併特例債が151億2,670万円となっており、23年度までの実績等を踏まえて見込み額を整理したものでございます。増減の②－①をごらんいただきますと、事業費が112億7,264万円、合併特例債が23億1,510万円、それぞれ減になると見込まれているものでございます。これに新規事業の③のとおり、2事業、事業費27億3,470万円、特例債23億400万円を加えまして、合計の欄、②＋③といたしまして、全体として96事業、事業費900億6,880万円、合併特例債174億3,070万円を見込んでいます。

次に、裏面の2ページをごらんいただきたいと存じます。4の今後の予定についてでございます。12月13日に市議会全員協議会に説明し、12月中旬からパブリックコメントを実施するとともに、平成25年3月、市議会定例会に新市建設計画の変更議案を提出する予定としているものでございます。なお、1行目の全員協議会の日程につきましては、12月13日としておりますが、当地域協議会の意見を踏まえまして、できるだけ早い時期に日程を前倒ししたいと考えているものでございます。

企画調整課からは以上となります。引き続き、別紙1、それから別紙2の新たに計画に追加する事業につきまして、市民部、それから環境部からそれぞれ説明を継続いたしますので、よろしくお願いたします。

(佐藤次長兼課長) スポーツ推進課の佐藤です。私からは、新市建設計画に新たに追加する生涯スポーツ施設整備事業についてご説明申し上げます。

ただいま企画調整課長から説明がありましたとおり、4年後の平成28年に希望郷いわて国体の開催が予定されております。岩手県は、東日本大震災の復興に専念するため、当初開催を延期する検討をしておりましたが、盛岡市を初め県内の多くの自治体が復興に向かう姿を全国に向け発信するとともに、全国から支援をいただいた感謝の気持ちをお伝えすることを大きな目的といたしまして、予定どおり開催することを岩手県に要望し、実現したものであります。したがって、県都盛岡市といたしましても、岩手県が国体開催に向け十分な人的対応や財政的な対応ができない中で、できる限り役割を果たしていきたいという強い意思のもとに国体準備に当たっていくことをまず委員の皆様にご理解をいただきたいというふうにご存じております。

それでは、別紙1をごらんいただきたいと存じます。希望郷いわて国体におきまして、盛岡市ではサッカー、テニス、体操、水泳、カヌーなど10競技の開催を予定しております。開催まで実質4年を切っておりまして、市におきましてはことし4月に国体推進室を設置するなど、大会の成功に向け万全を期して準備を進めておりますが、国体開催施設の整備や選手強化施設の整備などが重要な課題となっており、これに対応するため、今回事業追加をお願いするものでございます。

1、事業方針につきまして、(1)でございますが、つなぎ地区に人工芝の多目的運動場を整備し、国体選手強化や国体サッカー競技の練習会場として、また国体開催後もスポーツによるつなぎ地区の地域振興施設として活用いたします。

なお、今回の整備事業に含まれておりませんが、現在営業を廃止しておりますつなぎ温泉内のひまわり荘を借り受けまして、選手強化のための宿泊施設として整備し、多目的運動場を初め、御所湖の漕艇場や太田テニスコートなど近隣のスポーツ施設と一体となって、スポーツ推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

(2) でございますが、本市において、全国大会の室内競技や大規模イベントの開催はアイスアリーナに限られております。アイスアリーナを通年型のアリーナに改修することによりまして、年間を通じて大会やイベントの招致を図り、市民のスポーツへの関心を高め、利用の拡大やにぎわいの創出とともに、大きな経済効果が得られる地域振興施設として活用していきたいというふうに考えております。

また、アイスアリーナは、国体の体操競技の会場となっており、冷暖房がございませんで、そういった設備の整備によりまして快適な競技環境が確保できるというふうに考えております。

(3) でございますが、アイスアリーナの通年化に伴いまして、通年型のスケートリンク及びカーリングのリンク2面を新たに整備しまして、冬季国体競技等の強化、競技力の向上を図ります。

(4) ですが、国体テニス競技会場である太田テニスコートにつきまして、中央競技団体の正規視察の際、指摘を受けておりまして、国体開催中の雨天対策としてテニスコート2面の上屋整備を行いまして大会運営に万全を期すとともに、冬期の利用拡大、そして競技力の向上を図ります。

次に、2、事業の効果につきまして、(1) でございますが、アイスアリーナの通年アリーナ化によりまして、例年1月に開催している成人のつどいの開催環境の改善が図られます。成人のつどいは、収容人数の関係から、市の施設ではアイスアリーナ以外に場所がございません。およそ2,500人ほどの成人が集うわけでございますが。氷の上に会場を設営しているために、会場が非常に寒く、参加者からは改善の要望が寄せられております。

(2) でございますが、アイスアリーナの通年アリーナ化により、10月から翌年3月までの期間、立地条件のよさから市民の利用の機会がふえ、大規模イベントの開催が可能となり、利用の拡大やにぎわいの創出とともに大きな経済効果が得られるものと考えております。

(3) でございますが、通年型スケートリンクの整備により、スケート、アイスホッケー等、冬季国体の競技種目の競技力の向上が図られ、国体の得点獲得に貢献できるものと考えております。

(4) でございますが、通年利用可能なアイスアリーナやスケートリンクの整備に関する市民の要望がございまして、これに応えられるということでございます。

3、事業の内容でございますが、つなぎ多目的運動場整備事業は、平成25年度に実施することとしまして、事業費3億2,610万円、うち合併特例債を1億9,580万円と予定しております。アイスアリーナ改修事業は、平成26、27年度に実施することとしまして、事業費2億5,650万円、うち特例債が2億2,460万円を予定しております。裏面をごらんください。通年型スケートリンク整備事業は、平成25年度から27年度に実施することとし、事業費12億5,130万円、うち特例債を11億8,380万円と予定しております。太田テニスコート上屋整備事業は、平成25、26年度に実施することとしまして、事業費3億510万円、うち特例債を2

億8,970万円を予定しております。事業費合計、21億3,900万円、うち合併特例債合計が18億9,390万円を予定しておるといふものでございます。

生涯スポーツ施設整備事業につきましては以上でございます。

(櫻課長) 環境企画課、櫻でございます。座ったままで失礼させていただきます。私からは、お手元の資料の別紙2でございます、生出地域エコタウン事業の概要についてご説明をさせていただきます。

1の事業の方針でございます。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、電力を中心にエネルギー施策に対する市民意識が高まっております、原子力や化石燃料からの転換や省エネ対策の取り組みが求められているものと存じております。市では、太陽光発電設備、ペレットストーブなど率先導入を初め、住宅用太陽光発電システムの設置補助など、再生可能エネルギーの普及拡大を環境の共生という市の重点施策の一環として進めているところでございます。市民への身近なところでの取り組みをより一層充実させるため、都南地域、盛岡地域、玉山地域それぞれで環境モデルを構築したいと考えているところでございます。

玉山地域におきましては、湧水を初めとする豊かな自然環境に加え、チップボイラーを導入しているユートランド姫神、そして隣接するメガソーラーなど、地域循環型社会のモデルを構築する条件が整っている生出地域をエコタウンとして、環境関連施設の整備や環境啓発事業を展開してまいりたいと存じております。

2の事業の効果でございます。1つ目には、盛岡市環境基本計画に掲げる目指す環境像の具現化及び盛岡市地球温暖化対策実行計画に掲げております温室効果ガスの削減目標の達成に寄与できるということでございます。

2つ目でございますが、生出地域を地域循環型社会のモデルとして整備をし、その取り組みを広く発信することにより、環境学習や視察を通してユートランド姫神の設置目的でございます農村資源を活用した都市との交流を増進することが2つ目の効果でございます。

3つ目でございますが、再生可能エネルギーの活用を通じ、市内の恵まれた自然環境等を再認識し、郷土を大切に思う心の醸成を図ること。以上の3点を事業の効果というふうに捉えております。

具体的にどのような事業を行うかでございます。3の事業の内容でございます。次の資料になっております。カラーのページのイメージ図も添えておりますので、あわせてごらんをいただきながらお聞き願いたいと存じます。事業の中身につきましては、13の項目の内容を実施してまいりたいと考えております。別紙2の裏の面でございますが、表の計の欄をごらんいただきたいと思います。13の項目の総額といたしまして、5億9,570万円の事業費で、うち4億1,010万円の合併特例債を有効に活用する計画でございます。個別の事業でございますが、ユートランド姫神の整備といたしまして、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー設備の整備、電気自動車の導入、LED照明の転換などによる省エネ化、購入電力が不要となるハイブリッド型照明灯の設置、市産材を活用いたしました産直施設の増築整備、また小水力発電や散策路の整備を含めました湧水、湧口周辺の整備、公共施設へのハイブリッド照明灯の整備などを平成27年度までの実施期間として計画をしているものでございます。

4, その他でございますが, 施設の整備とともにソフト面の充実といたしまして, 環境学習の実施や地産地消の促進, 地域ぐるみの省エネ活動の展開などをあわせまして, 環境啓発と生出地域, 玉山区の魅力向上に努めてまいりたいと, そのように存じております。

以上でございます。

(福田会長) 以上で提案説明が終わりましたので, これから審議に入ります。それぞれご意見, ご質問等があるかと思っておりますので, よろしく願いいたします。大きくは2つの事業を追加するということなわけでございますが, それぞれ皆さんからも, いろいろと私どもの玉山区に関係のあるものもあるわけでございますので, ひとつ積極的に意見, 質問を出していただければと思います。ございませんでしょうか。佐々木委員, ございませんか。

(佐々木委員) それでは, ご指名をいただきましたので, ちょっとお伺いをしたいと思います。

特に生出地区のエコタウン構想についてであります。計画そのものは以前にもご説明をいただいておりますので, 非常にいい方向であるなというふうに思っております。そこで, ユートランド姫神の利用率の向上等についてもご配慮されているようでありますが, 玉山区全体にかかわるような1つのプランといいますか, 加わればよろしいかなというものが1つであります。生出地区の資源活用エコタウン構想ではありますけれども, 玉山区全体を包むような1つの物語みたいなものが仕組める事業をひとつ考えていただきたい。それが電気自動車とかバッテリーで, 自然エネルギーバスみたいなもので, 玉山区内の送り迎えだとか, あるいは啄木の史跡の巡回だとか案内をするということだろうと認識をいたしております。そういったような広域的な部分についても一工夫あればよろしかったかなと思っております。

2つ目が, まさに玉山区は農業を主体とする地域であります。これにも書いてありますように, 恵まれた自然というのは, 盛岡市では唯一の農林業の地域であります。したがって, 生出地区には, お答えをいただけるかどうかわかりませんが, 養鶏で何百万羽, 今市では把握されているでしょうか。豚の頭数, 何頭と認識をされているのでしょうか。中川農林部長さん, おいでになっているかどうかわかりませんが, その頭数。肉牛あるいは乳牛についても一緒であります。かなりの家畜がおります。それが実は悪臭といいますか, 田舎の香水を上回るにおいを出して, 悪臭となっております。せっかくの自然エネルギーの活用でありますから, 多くの皆様方においでをいただくと。実は, ユートランドのお客さん方にもお聞きをしますけれども, 風向きによっては大変なおいでと, ユートランドもおうのです。あるいは近隣もおうわけでありますけれども, 地域の皆様方は, そこで働いている方々もたくさんおいでになるので, 余り裁判だとか苦情を言わずに我慢している状況です。しかし, このように何億も金をかけて一つの大きなエコタウン構想に結びつけていくためには, 悪臭の処理といいますか, 大畜産地帯の課題というものを解決するような手段がないのか。これには, おわかりのとおり, 家畜ふん尿処理にかかわる国の事業がございます。環境整備事業といたしまして, 国が2分の1を持つ事業であります。水洗化あるいは炭化, 焼いて炭にする処理, あるいは焼いてしまう, こういったようなことにおいでを解消して, 大規模畜産の拡大に結びつけるということは, 県内では既に葛巻だとか小岩井だとか二戸地方ではやられております。残念ながら, 盛岡市の中にはそうい

った事業を活用した地域の環境整備と両立することが仕組まれてこなかったもので、この際、畜産整備事業をもって、事業主体は大規模企業的な農場で結構だと思いますけれども、ご指導申し上げてはどうかと。それが家畜ふん尿処理に関する法律という法律がありまして、あれぐらいのにおいと裁判に訴えられると会社側が負けているのです、どこでも。したがって、その事業を使って整備をしていると。例えば小岩井は、メタンガスによる発電、これ既に稼働しております。葛巻でも稼働しております。一関の養豚でも動いております。これは、嫌がられるふん尿を1つのタンクに入れて、メタンガスを出させて、水蒸気を出させてタービンを回していくというやり方です。2分の1助成です。県と市が上乗せすれば75%。事業者についてもそれをやっているわけではありますが、どうして進まないかという、公害防止協定であります。たしか豚は北上の会社、養鶏の大きいのは二戸の業者が入っていると思います。農地転用なり入るときの公害防止協定を結んでいないのです。近くでは八幡平でも、葛巻でも、二戸でも全部厳しい公害防止協定を結んでいるのです。そのときにこういった水洗化だとか炭化だとか焼却というものをやっってくださいねという約束で農地転用なり林地開発をしていると。今までは、地域とすれば農業の地域でありますから、我慢をして大規模な畜産会社を誘致してきたわけではありますが、このような計画になってくると、地元の人だけではなくて、広く全国からエコタウンの勉強においでになる、あるいはユートランドの利用においでになるというすばらしい、これに啄木だとか美しい景観をあわせて玉山区全体の人口移動を何とか企画していきたいということでしょうから、ぜひ大規模畜産のにおい処理、ふん尿処理、家畜ふん尿処理法に違反するような行為をやめていただくようなご指導、さらにはこれからも何か計画があるそうです、養豚も養鶏も。公害防止協定を徹底するようなことがこの計画の裏側にないといけないのではないかなという、少し長くなりましたけれども、会長のご指名に応えたいと思います。見解があればお答えをいただきたい。

(福田会長) ご指名を申し上げたわけですが、生出地区のほうのエコタウン事業の中身におきまして、環境に配慮した事業の展開が必要ではないかということですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

(櫻課長) まず、1点目でございます。もう少し区全域にかかわるようなものがあればさらによいのにというご意見でございます。ソフト面で我々としてもそのような地域の方々のご意見等をお伺いする機会を設けまして、例えば啄木の石碑も十数カ所あるというふう聞いておりますので、そういったところを電気自動車で回るようなコースの設定をしたりとかということで、もっと東部のほうにもすばらしい地域があると思いますので、そういった部分も皆様のご意見等をお聞きする機会を設けて検討してまいりたいと、そのように思います。

2点目でございます。申しわけございませんが、地域で飼養されている家畜等の頭数、羽数については、私全く存じ上げておりませんので、その辺はご容赦をいただきたいと思いますが、臭気の問題ということでございまして、これまでの経緯もあろうかと存じますが、農政の部局のほうの事業があるというようなお話でございますので、私ども環境部でございますが、臭気のほうの担当はしておりましたので、そういった部分もあわせて協力

しながら、問題があるということであれば、その解決に向けて何らかのアクションは起こしていけるのかなと思っております。

以上でございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(千葉部長) 環境部長の千葉でございます。どうもいつもお世話さまです。課長の今のお話に若干だけ補足させていただきます。

まず、石川啄木をベースとして、いろいろ渋民地区でもまちづくりのいろんな検討もなさっておるようですし、とにかく電気自動車であちこちをめぐるたいと、そういう構想は持っております。その中でいろんな場所を有機的に結合していきたいと、なるべくその範囲は広げていきたいと考えております。

それから、バイオマスタウン構想と公害防止協定のお話ですけれども、昨日も葛巻町さんのほうにちょっとお邪魔していろんなお話を聞いてきております。葛巻町さんは、きのうのお話ですと生ごみの処理まで分別を開始したと。その上で、それらも取り込んだバイオマスタウン構想ということのようでございます。その動向も少し注視してまいりたいと思いますし、公害防止協定につきましては八幡平市さんのほうでいろいろとご検討なされた経緯がありますし、旧西根地区でも大分ご苦労なされたお話も佐々木さんのほうからお聞きしていますし、八幡平市さんにもお邪魔した際にはいろいろお聞きしてまいりました。その辺の情報をきちっと集約しながら現実には、そろそろ冬期間になってきますと臭気がユートランドのほうに来るという話で担当のほうからも聞いております。その辺もきちっとした今後の考え方を整理しながら進めていきたいと思っております。確かに多くの方がいらっしゃって、葛巻さんでも行政視察だけでも300ぐらい来ていると、50万人を超える観光客と合わせての入り込みだというお話でございます。せっかくいらしていただいて、そういうにおいでいろんな思いをされたとすれば、なかなかリピーターとしてはなっていないということもあろうかと思えます。臭気のことについても、環境の面からも大事なことだと考えております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(佐々木委員) ありがとうございます。よろしく願いをいたします。以上です。

(福田会長) どうぞ、駒井委員。

(駒井委員) ユートランドについてお伺いしたいと思います。今回の整備事業でユートランド及びその周辺が整備されるということで、玉山区民としては非常にうれしく思っております。

2ページの項目がありますけれども、ユートランド姫神のリニューアルで2,600万、それから産直の整備事業でありますけれども、利用者として言えば、ユートランドの浴室周辺

のカーペットなんかは、建設以来全然手をつけていなくて非常に汚れて、素足で歩くのはばかられるような状況にあるわけですね。この2,600万のリニューアルは大体どういうものに使うご予定になっているのか1点伺いたいのと、もう一つ、この産直整備事業ですけども、現在の建物のどの位置のほうに整備する予定なのか。それからまた、増築することによって何を狙っているのか、その点をお聞きしたいと思います。もう一つ、あともしかすると関係者に事前に説明会なんかをもしやっているとすれば、地元の方々、あるいは関係者の方々のご意見とか要望、どういうものが出ていたのか、それも伺いたいです。よろしくをお願いします。

(福田会長) 3点ほどでございますが、ひとつお願いします。

(櫻課長) 1点目でございます。リニューアル事業の主な内容ということでございますが、こちらのほうは主に内装関係の更新と、それから浴場の傷んでいる部分の改修というふうな内容でございます。

2点目でございますが、産直施設のまず1つ目、1でございますが、現在の産直コーナーでございます近く、ユートランド姫神の正面玄関に向かいますと左側の若干植え込みがある部分に、100平米ほどの市産材を使ったログハウス風のような、そんな外観のものを設置できればいいのではないかと考えているところですが、設置の意義ということについては、現在産直施設、確かに産直コーナーがあるわけですけども、さらに私どもとしましては地域循環型社会、その地産地消というようなところをさらに促進するというような目的もございまして、もう少しボリューム的に広げてはいかかかなと。あわせて、新たにつくる施設の中には、休憩していただくコーナーと、それから環境学習をしていただくような展示をあわせて行って、環境面でのアピールもさせていただきたいなど、そのような目的でございます。

関係者の方々につきましては、今まで生出地域のまちづくりの会のほうに会合を持っていただきまして、その中でこういったことを考えていますけれどもということでご意見を頂戴しておりました。生出地域のまちづくりの会の皆様からは、湧水をもっと活用したものを何とか実現したいのだというようなお話でありますとか、いろいろご意見はいただいております。ただ、産直のほうは、まだいずみ会さんという産直のほうに出荷をされている生産者の方々とは直接はまだお話し合いを持っておりませんでしたので、今後そういったところを進めてまいりたいと、そのように存じております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(駒井委員) 産直を利用する立場として、ユートランドの産直の場合、季節性が非常に大きく出て、冬になると商品がほとんどなくなるような状態になるときもあるのです。そうすると、現状を改良しないでただ増築していくと、それを埋めるためにどうするかというようなことを考えていかなければならないし、下手すると安易に今度はよその地区の業者さんたちを入れていくと、いつの間にか地元業者さんたちが全然なくなって、全くどこにでもあるような産直施設みたいになっていくおそれもある。その辺のところをぜひいずみ会さ

んとか、またはその関係の方々と相談して、やはり玉山らしさの産直というのを目指していただきたいと思います。

それともう一つ、看板2つこれ載っていますけれども、どの程度の看板をどの場所に設置する予定で考えられたのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(櫻課長) 看板につきましては、国道282号線から入る交差点がなかなかわかりにくいというところもありますので、ユートランド姫神の看板ございますけれども、産直施設もあるというようなことも含めて、もう少し通りがかりの方に入っていただけるようなサインを何とか整備したいなという考えでございます。

(駒井委員) ぜひ目立つ看板を立てていただきたいと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(千葉部長) 後ろからいつも済みません。ちょっとだけ補足させていただきます。

いずれハードとしていろんなメニューをそろえさせていただきました。そして、ソフト的いろいろ中身の充実については、生産地域、それから浜民地域のみならず、玉山区全体のご意見をいただきながら進めていきたいと、そう考えております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。よろしいですか。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(岩崎委員) こちらのカラーのほうに農業体験という部分が載っています。そして、今太陽光の工事が進んでいる中で、その用地の中に市民農園が位置されてあったと思うのですがけれども、市民農園というの、あいている状態が大きかったのかもしれないのですがけれども、市民農園を利用することによってユートランド姫神への集客という効果も結構大きかったのかなと思うのです。ぜひまだ間に合うのであれば、市民農園等も計画に盛り込むように検討していただきたいなと思います。

以上です。

(福田会長) ただいま市民農園の要望があったわけですが。はい、どうぞ。

(櫻課長) 市民農園、これまでユートランド姫神のところに設置しておりました農園につきましては、今回メガソーラーの設置の条件としまして移設をしていただくということにしておりまして、建物の西側になるかと思っておりますけれども、そちらのほうに新たな貸し農園の部分を設けていただくということにしてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(佐々木委員) 見晴らし台はつくよね。これ計画に入っているのでしょうか。5メートル高さのもの。

(福田会長) はい、どうぞ。

(櫻課長) 見晴らし台といいますか、見学台ということで、メガソーラー施設の建設の一つの提案としてご提案いただいております、5メートルまでの高さ、ちょっとないのでございますが、もうちょっと低目ではございますが、一面が見渡せる見学台ということで、30人ほどが一度に乗れるようなものを建設の条件ということになってございます。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、審議を打ち切ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、お諮りいたしますが、審議第1号につきまして可とすることによろしくございますか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) それでは、ただいまご審議をいただいたわけでございますが、諮問どおり答申することいたしますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

それでは、審議第2号に入ります。新しい盛岡市総合計画の策定についてを審議題いたします。

それでは、説明を願います。

(古舘課長) 企画調整課の古舘です。引き続き説明させていただきます。

資料、それから別紙1、2と用意しております。資料の1枚目を見ていただきたいと思います。新しい盛岡市総合計画の策定についてでございます。現在の盛岡市の総合計画でございますが、計画期間が26年度までとなっておりますことから、27年度以降の新しい総合計画の策定を進めることといたしまして、その策定方針を定めようとするものでございます。

また、新しい総合計画の策定に当たりまして、策定に関し必要な事項を定めるとともに、

総合計画に即し総合的かつ計画的な市政の運営を図り、まちづくりを着実に推進するということを目的といたしまして、新たに仮称でございますが、盛岡市総合計画条例を制定しようとするものでございます。

1の新しい盛岡市総合計画の策定方針の案、それから2の(仮称)盛岡市総合計画条例の策定についてということで、別紙1, 2で説明いたします。別紙の1をお開きいただきたいと思います。1の計画策定の趣旨でございますけれども、社会経済情勢や市町村を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市の地域特性、それから資源を最大限に生かし、市民と行政が協働、連携し、各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があるということの考えに基づきまして、そのために市民参画をいただきまして、目指す将来像とその実現のための政策を取りまとめ、まちづくりの指針となります新しい総合計画を策定しようとするものでございます。

次に、2の計画の構成と期間でございます。現在の総合計画と同様に、基本構想、それから実施計画で構成しようとするものでございます。(1)の基本構想につきましては、長期的な観点からまちづくりの基本理念や将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開する施策を体系的に示すものとし、目標年次を平成37年を想定しているものでございます。

また、(2)の実実施計画についてであります。基本構想に定める将来像を実現するための施策の取り組みを具体的に定めるものとし、計画期間を3年間とし、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度ローリング方式による見直しを行うものでございます。あわせて、自治体経営の取り組みについても定めようとするものでございます。

次に、項目の3、主要データの活用でございます。(1)の人口指標につきましては、基本構想の目標年次である平成37年の人口を推計いたしまして、各施策の基本にするものでございます。(2)の土地利用の方針につきましては、国土利用計画盛岡市計画などを基本といたしまして、適正な土地利用を推進するというものでございます。(3)の財政見直しにつきましては、今後の社会経済情勢の予測や将来人口の推計を踏まえて、中長期的な財政見直しを立てながら、その財政見直しとの整合を図って計画を策定していくものでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。4の計画の策定体制であります。総合計画はまちづくりの指針となる計画となりますことから、より多くの市民のご意見をお聞きしながら策定してまいりたいと考えております。(1)の参画と協働による計画づくりににつきましては、計画の各段階における市民参画に取り組むものでございます。また、基本構想につきましては、(2)の盛岡市総合計画審議会、(3)では玉山区地域協議会にご審議をいただきまして、(4)、市議会の議決を経て策定するものでございます。実施計画につきましては、全員協議会の協議を経まして策定するものでございます。なお、市の内部の取り組みにつきましては、(5)の市の総合計画委員会を中心として、全職員参加による内容の検討、調整を行うものでございます。

策定体制のイメージ図として、2ページ目の下段のほうにお示ししておりますのでご参照いただければと存じます。

3ページとなります。5の市民参画の手法でございます。パブリック・インボルブメン

トの考え方にに基づきまして、計画案の作成段階から市民に参画いただく機会を設けるなど、積極的な市民参加に努めてまいります。具体的には、(1)の計画案の作成段階における市民参画といたしまして、平成25年度にアンケート調査、まちづくりへの提言、市民意見交換会、子供や若い世代からの意見の反映、また新たな市民参画といたしましてまちづくり市民討議会を実施しようとするものでございます。

次に、(2)の計画の取りまとめ段階における市民参画でございますが、26年度にパブリックコメントと市民説明会を実施するものでございます。

(3)の市民への情報発信につきましては、計画策定の進捗状況を市のホームページにおいて随時情報提供を行ってまいりたいと考えております。

それから、4ページ目をお開きいただきたいと思います。6の策定のスケジュールでございます。平成25年度、26年度にかけての策定の流れとなります。概略的にお示ししておりますので、お目通しいただきたいと思います。基本構想案の議会への提案でございますが、26年の12月の市議会を予定しているものでございます。

次に、別紙の2に移りたいと思います。別紙の2、(仮称)盛岡市総合計画条例の制定についてでございます。項目の1番、条例の制定についてであります。これまで市町村は地方自治法の規定によりまして基本構想を策定しなければならないとされておりましたが、平成23年8月に地方自治法の一部が改正されまして、基本構想の策定に係る規定が削除されております。基本構想を策定するかどうかにつきましては、市町村の判断によるものとされたところでございます。盛岡市といたしましては、今後におきましても地方分権の趣旨を踏まえまして、自主的に総合計画を策定いたしまして、地域の事情、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市政を運営していく必要があるものと考えておりますことから、総合計画の策定の根拠を定めるとともに、総合計画に即して総合的かつ計画的な市政の運営を図るということを目的とした条例、新たな条例を制定しようとするものでございます。

2の条例の骨子(案)についてでございますが、条例において定めようとする主な項目についてお示ししております。(1)の目的につきましては、総合計画の策定に関し必要な事項を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を図るとしているものでございます。

(2)の総合計画の構成・内容につきましては、現在の総合計画と同様でございますが、基本構想と実施計画の二層構想とするものでございます。

(3)の市民参画等でございますが、基本構想の策定に当たりましては、市民参画を図るものであること、そして総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものでございます。なお、玉山区地域協議会につきましては、地域自治区の設置等に関する協議書に基づき、基本構想の策定について協議会の意見を聞くこととされておりますことから、この条例には盛り込んでいないものでございます。

(4)の議会の議決でございます。基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経る旨を定めております。

最後に、2ページ、裏面になります。(5)の各分野における計画との整合につきましては、総合計画に即してまちづくりを進めるということを基本といたしますので、市政の各分野における計画につきましては、総合計画との調整を図るものであることを定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、資料の1枚目、一番初めのページに戻っていただきたいと思います。資料の項目の3、今後の予定のところでございます。パブリックコメントにつきましては、11月29日、昨日からパブリックコメントを実施しております。それから、今後1月に予定しています盛岡市総合計画審議会の諮問を経まして、3月には条例議案を市議会のほうに提出したいということで予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、審議に入ります。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 見直しの時期ですからそのとおりでと思いますが、資料別紙1の1ページのあたりにいろいろ書いてありまして、これまでの計画と余り変わる点はなさそうに見えますけれども、希望とすれば、要望になると思いますけれども、人口の多いところと少ないところ、ややもすると人口の数によっていろいろと差別が出たり、対策の重みが違ったりする計画が往々にして今まではあったわけでありまして、特に玉山区以外のことは申し上げませんが、玉山区のように非常に広い土地と農林業を中心とした自然産業、さらには極めて人口密度が旧盛岡と比較したらまるっきり違うわけでありまして。こういったようなことを人口の数で重要度の違う計画になっては非常に困ると。予算の使い方もそうでありまして。できれば、今回盛岡市が見直す際には、全国でも手をかけているところもあろうかと思っておりますけれども、地域資源と地域住民が中心になって地域づくりをするということが、この自治体経営の部分が入っておりますので、そのことを想定しているのかなと思っておりますけれども、一律的ではない地域主体の住民なり資源というものをうまく活用して、それぞれ進歩、発展していくことですよというようなことがどこかに入れば非常におもしろいなど。今までのように人口だけの形で予算の配分だとか事業配分をされては、余り新しさが見えてこないもので、まちづくりも一生懸命やっているわけでありまして、そういった地域づくりみたいなことを自治体経営の中に盛り込んでいただければよろしいかなと思っております。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(東藤公室長) 貴重なご意見ありがとうございます。今回計画の策定方針にもお示ししておりますけれども、より多くの市民の方に参画していただきながら計画を策定していきたいということの方針として進めていきたいと考えております。これからのまちづくりをする上では、今佐々木委員からご意見があったとおり、市民の方と一緒にまちづくりをしていくというような観点が重要だというふうに考えておりますので、それも自治体経営の方針のほうでも今でもうたっており、市民協働というような一つの基本理念ということで定めております。今後においてもそれをより、今後においてはさらに必要になってくるのではないかと考えておりますので、計画づくり、地域づくりの面でもそういうような観点

で取り組んでいきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

(福田会長) いいですか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(皆川委員) 今市民とともに進めていくということだったのですが、パブリックコメントについてなのですが、いつもパブリックコメントという言葉が出てくるのですが、実際に市民の中からどんな、いろんな階層の人たちがいろんな意見を寄せているのでしょうか。それをお聞かせ願えればと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(東藤公室長) 済みません、申しおくれましたが、私、市長公室長の東藤と申しますので、よろしくお願いいたします。

今のパブリックコメント、今現在この計画についても11月29日、昨日からパブリックコメントを行っております。今委員からご指摘がありましたけれども、現実的には住民の方に関心が高いテーマというときには、やはり意見が多く出てくるというような傾向が見られるのかなと思っております。いかにパブリックコメントで市民の方により多くの意見を聞いて、それを取り入れるものを取り入れてというような形で、よりよい構想なり計画づくりということで役立っているわけなのですが、それについては市民の方にわかりやすく、例えば計画を示すにしても意見をいただきたいような資料の示し方とか、そういうようなことにより多く意見が出るような取り組みを工夫しながら進めているというような現状でありまして、意見、多いときは多いし、全くないときもあるというような現状ではありますけれども、より多くいただきたいというのが市の進め方でございます。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(右京副会長) 先ほど佐々木委員のほうからもいろいろ協働のまちづくりを中心としたお話、要望等々も出たわけでありまして、この計画、基本構想の策定については、こうした方針等々あれしながら取り組むということについては、当然であろうなというふうに思いながらなのですが、協働のまちづくりの部分、これはこの協議会でもたびたびいろんな議論がなされてきた経緯があるわけでありまして。地域を活性化させたい、しなければならぬ、そのときに協働の実践力をどういうふうにして作り出していくかということがどこでもいろいろ検討され、議論されてきているわけでありまして、特に今回総合計画の策定に当たって、地方自治法の改正もあったわけでありまして、条例でもって体系的に策定していくという、計画策定も大いに参画してもらってやっていくという、それはそれでいいわけなのですが、それが実際の行動面に計画期間中に実践が伴うような計画が策定されていくことが望ましいわけでありまして、これをどう組み立てるかということ、これはまさに市民との協働のことかもしれませんけれども、パブリックコメント、市民の

意向を最大限吸収するという姿勢はいいわけでありますけれども、市民もいろいろな考え方の組織、グループ、さまざまあるわけでありますから、ある程度これは政策的と申しましょうか、そういう形でかなり力強くその体系についての取り組みが必要ではないかというふうに思うわけであります。

協働のまちづくりの中では、いろんな事業、協働の事業を行うための要綱をつくっての実際の事業もスタートしたわけでありますけれども、ああしたことも非常にいいと思うけれども、もっともっとソフト面含めた地域活動が、まさにこれからの時代はもっと強く要求されてくる。特に少子高齢化がどんどん進む。それから、山間過疎地、これは暮らしを形成していくためには不利な要素がむしろどんどん、どんどんふえるという環境下に置かれるわけでありますから、そうなりますとやはり先ほどの佐々木委員さんのお話にあるように、人口、数の論理ではとてもだめな話でありまして、いかに資源を生かして、むしろ減少する人口をどう取り戻して、どうしてふやして地域活力を取り戻すかというようなことを考えたときに、やはりそこまで踏み込んだ実践する母体形成、それをつくり出すための政策部分が、できれば本当は条例でもって強く出てくることを期待したいわけであります。これは、これからこのことをいろいろパブリックコメント、さまざましたりする中でいろんなお話が出てくると思いますけれども、この機会に従来のような市民の声を聞くという姿勢、より以上に実践をいかにどう実現していくかというそのほうまで踏み込んだ、場合によってはそれを、その手法はこうあるべきだという例を示したりしながら、実現に向けて最大限の努力をなさっていただきたいということを、きょうのところは要望ということになると思いますけれども、申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

(福田会長) では、どうぞお願いします。

(東藤公室長) ご意見ありがとうございます。これから市民参画をいただいて進めていく中で、25年度にアンケート調査とかまちづくりの提言とか意見交換会ということをいろいろ予定しております。今右京委員から出たようなご意見についても、その中でもいろいろ議論していくことにご意見も出てくるのかなと思いますので、そういうようなことも踏まえてどういう形での構想づくりが望ましいのかというあたりを検討していきたいというふうに考えておりますし、今協働というお話が出ました。ご存じのとおり、昨年度から地域協働というような取り組みが本格的に始まっておりまして、この玉山区におきましても4つあるコミュニティ地区のうち2つの地区で取り組んでいただいているというような状況もございますので、そういうような実践面での取り組みも踏まえて、どういう形が望ましいのかというあたりを今後においても検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) なければ、質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、お諮りいたしますが、審議第2号につきましては、ただいまそれぞれ意見、要望等もあったわけですが、このことを十分に反映させてひとつ策定に当たっていただきたいということを申し添えまして、この諮問案については可とすることにいたします。そして答申することにいたしますのでよろしく願いいたします。

(「異議なし」の声)

(福田会長) どうもありがとうございました。

それでは、審議第3号をご提案申し上げます。盛岡市立巻堀中学校施設整備事業の工法変更についてを議題といたします。

では、説明を願います。どうぞ座って説明してください。

(豊岡課長) 教育委員会事務局総務課長の豊岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、巻堀中学校整備事業の工法変更について、地元との協議が調いましたので、その内容についてご説明したいと思っております。

資料1ページをお開きいただきたいと思います。まず、経過についてです。以前説明したものと若干重複する場合がありますけれども、説明を進めていきたいと思っております。まず、18年1月10日盛岡市と玉山村が合併いたしまして、新市建設計画におきまして巻堀中学校整備事業(木造改築)というふうな計画がされております。その後、文部科学省のほうでは、建てかえ方式から耐震補強・改修方式に重点を移しまして、耐震化を推進することとしております。耐力度調査の基準も厳しくなっております。そんな中、平成20年度に巻堀中学校の第2次耐震診断を実施しております。その結果、おおむね構造上は耐震性があるものというふうな判断がされております。平成23年9月8日に第34回玉山区地域協議会におきまして、大規模改造等への工法変更について諮問しております。その後、PTA、それから地元の説明会、大規模改造をした黒石野中学校の見学会を開催してございます。平成23年12月1日に第35回玉山区地域協議会におきまして、工法変更に係る経過等についてご説明させていただいております。その後、地元のほうでは、巻堀中学校施設整備推進協議会を組織いただきまして、協議会のほうでこれまで3回協議会の会議を開催していただきまして、協議を続けてきたところでございます。本年8月31日、第3回の協議会におきまして、校舎は増築と大規模改造とし、体育館は新体育館を増築するという内容で意見が集約されてございます。

2ページの下のほうをごらんいただきたいと思います。協議会の意見を踏まえまして、教育委員会としまして工法の変更の見直し案を策定してございます。建物の内外装は老朽化が進んでおりますが、第2次耐震診断の結果、おおむね耐震性のある建物であることが判明しましたことから、施設有効利用の観点から、大規模改造工事及び増築工事といたしたいと思います。ただし、体育館につきましては手狭であることから、巻堀中学校施設整備推進協議会の要望を踏まえ、新体育館を増築するものといたします。なお、現体育館は

使用可能であることから、大規模改造及び改修をせずに、引き続き使用したいというふう
に考えてございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。第2次耐震診断の結果、それから2番の工
法の変更の理由、下線部の(5)でございますけれども、新体育館につきましては、校舎
が鉄筋コンクリート造であること等から、鉄骨造としたいと考えてございます。

3の工事の概要ですけれども、下線部分でございます。新体育館の増築ですけれども、
鉄骨造として約1,000平米を考えてございます。概算事業費は約9億8,000万円ございま
す。

4ページをお開きいただきたいと思います。整備日程でございますけれども、来年度校
舎の大規模改造及び増築の実施設計をいたしまして、26年度に管理諸室の増築工事をいた
します。27年度に普通教室棟の耐震補強及び大規模改造工事に着手いたします。それから、
新体育館の実施設計、28年度には特別教室の大規模改造工事及び新体育館の増築工事を進
めてまいりたいというふうと考えてございます。

5ページ以降は図面でございます。南側のほうに校舎増築ということで以前ご説明して
おります。新体育館ですけれども、さらに校舎を増築した部分から渡り廊下を介しまして
新しい体育館を建設したいというふうと考えてございます。

6ページですけれども、校舎の中の内容になってございます。新しく教育相談室、それ
からシャワーつきの用務員室、それから職員の更衣室、それから増築の部分では職員室、
校長室、保健室等を設けたいと考えてございます。

7ページ、2階のほうは、今職員室、校長室になっているところを図書室、会議室、そ
れから増築分の2階は多目的スペースというふうと考えてございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。現在図書室のところは視聴覚室というふう
に考えてございます。

9ページは、今の体育館の状況でございます。

10ページが新体育館ということで、線の部分ですけれども、バスケットボールコート28メ
ートル掛ける15メートルということでフルコートを予定してございます。バレーボールコ
ートが2面ということでございます。ステージの部分が手動スライディングステージとな
っております。固定のステージですと、バスケットボール、フルコートをとることがなか
なか難しいということで、ステージにつきましては手動式のスライディングステージとい
うふうと考えてございます。

説明は以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。以上で提案説明が終わりましたので、審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

はい、どうぞ。

(齋藤委員) 中学校につきましては、当初新築というお話があって、その後大規模改造という
お話でしたよね。それで、私も大規模改造につきましては、黒石野中学校ですか、一緒
に行って見させていただきました。それで、そのとき地域の意見が出て、校舎そのものは大
規模改造で十分ではないかと、新築とほとんど変わりませんでした。それはそれでよかつ

たのですが、体育館のほうにつきましては、どうしても狭いということで再三要望した結果、取り上げていただきましてありがとうございます。

それで、1,000平方メートルですか、実際はどのくらいの広さなのでしょう、今の広さと比べて。それから、好摩地区の体育館、新しくつくってもらいましたが、あの体育館と比べてはどうなのでしょう。よろしくをお願いします。

(福田会長) では、お願いします。

(豊岡課長) 現在の体育館は712平米です。ですので、今度は約1,000平米、この図面ですと、実施設計をしますと若干変わってくる場合もありますけれども、1,014平米予定しておりますので大きくなりますし、現体育館も使用するということになりますので、合わせて1,700ちょっとの平米数の体育館になるものです。この体育館ですと、市内では下小路中学校に次いで2番目にアリーナの部分が大きい体育館。2つ合わせますと、下小路中学校も第1体育館、第2体育館とあるのですけれども、2番目に広い体育館になるということになるかと思えます。

(齋藤委員) 今の新しくつくっていただいた好摩地区の体育館は、実際どのくらいですか。結構広くて、2面使えますので。

(豊岡課長) 少しお待ちください。申しわけございません、ちょっと好摩体育館のほうの資料が……

(齋藤委員) 私あそこしょっちゅう使っているものですから、みんなにこれどのくらいの広さと言われて、ちょっとわからなかったものですから。いいです、いいです。

(豊岡課長) ありました。好摩体育館のほうは、延べ床面積が1,389.31平方メートルとなっております、アリーナ部分が924平方メートル、柔道場が116平米となっております。

(齋藤委員) ありがとうございます。ということは、1,000もあればかなり広いということですね。

(豊岡課長) はい。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。
はい、どうぞ。

(佐々木委員) ちょっとだけ教えてください。地域のご要望を聞いていただいて、新築の体育館をつくっていただく、大変感謝を申し上げていると思います、地域としても。そこで、若干気になるのは、1,712平米、市内でも2番目に大きい体育館だと。そのときに、古い体育館、712平米を使いますよと。前に耐震性について、旧体育館も耐震性が心配だという説

明を受けたような気がいたしております。ここに来て改修せずとも使えるという審査とい
いますか、検査は間違いないのでしょうか。

(豊岡課長) 5ページをお開きいただきたいと思いますけれども、現在の屋内運動場はI s値
0.84となっております、0.7以上が耐震性のある建物ということになっていきますので、耐
震性は十分備えているということでございます。

(佐々木委員) 心配ないと。

(豊岡課長) はい、そうです。

(佐々木委員) わかりました。ありがとうございます。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、審議を打ち切ってよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、お諮りいたします。審議第3号につきまして、諮問どおりに答申いた
したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) では、異議なしでございますので、この諮問については可とすることで答申いた
します。ありがとうございました。

それでは、大分お疲れと思えますけれども、このまま休憩なしに進めさせていただきます
ですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

(2) 報 告

(福田会長) それでは、審議項目は終わりましたので、続きまして報告に入ります。報告第1
号でございますが、玉山区土砂災害基礎調査結果の説明会開催についてを報告願います。
どうぞお願いいたします。座って説明してください。どうぞ。

(高橋課長) 河川課の高橋と申します。よろしく願いいたします。

最初に、大変恐縮ですが、資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の大きな2番の(4)、(4)がこちらの手違いで2カ所あります。それで、下のほうの(4)説明内容の「(4)」を恐れ入りますが「(5)」に訂正いただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、説明に入らせていただきます。最初に、説明会の目的でございますが、玉山区内の土砂災害危険箇所について、平成23年度に岩手県盛岡広域振興局が113カ所で基礎調査を実施した結果を関係住民に説明するものです。

引き続きまして、2の(1)の説明会開催者ですが、岩手県(盛岡広域振興局土木部河川砂防課)となります。

(2)の対象地区ですが、好摩地区、渋民地区、玉山区、姫神地区、藪川地区内の113カ所となります。

(3)の開催方法ですが、対象ブロックを5ブロックに分けて実施しますが、好摩地区につきましては対象箇所が多いため、3回に分けて開催を予定しております。

(4)の開催日程につきましては、藪川地区と渋民地区は、今月上旬に終了しておりますが、12月には姫神地区と玉山区、来年の1月には好摩地区の1ブロック、2月には好摩地区の残りの2ブロックの開催を予定しております。

説明会のブロック割りにつきましては、この資料の最後のほうにA3判でつけております。どうぞごらんになってください。この図面の中に楕円でそれぞれ大きく囲って、中のほうに地区名と説明会開催月日を入れております。このような予定で進めるということでございます。

引き続きまして、(5)の説明内容についてですが、岩手県盛岡広域振興局から基礎調査結果の説明、土砂災害危険区域等の区域指定までの流れ、指定による利点等について説明があります。

次に、裏面のほうをごらんください。資料でございますが、まず(1)、盛岡市における土砂災害危険箇所についてでございますが、盛岡市全体の土砂災害危険箇所は596カ所になっております。そのうち、玉山区の危険箇所は合計235カ所になっております。

次の(2)の危険箇所の基礎調査実施状況でございますが、盛岡市全体で286カ所終了しております、玉山区はこのうち129カ所の終了となっております。今回の113カ所につきましては、この129カ所の中に入っております。

次に、(3)の土砂災害危険区域の指定状況でございますが、盛岡市全体では100カ所の指定となっており、玉山区につきましては12カ所の指定となっております。

最後に、このページの下の囲みのところについてご説明させていただきます。この囲みは、今回開催される説明会から区域の指定までの流れを簡単にあらわしたものでございます。まず、上の説明会とありますのは、今回開催される基礎調査の説明会のことでございます。この説明会が終了しますと、岩手県では盛岡市に対しまして指定に係る意見照会を行います。岩手県というところから右の矢印が出ておりますが、これが意見照会でございます。これを受けまして、盛岡市では関係住民の方々にお知らせを行いまして、意見を集約した上で岩手県に指定等の回答を行うということになっております。これを受けて岩手県では、土砂災害警戒区域等の指定を行いまして、公示図書の縦覧を行うことになっております。この指定が完了しますと、右のほうに箱で囲んでいるところがありますが、盛岡

市では警戒避難体制の整備を行って、地域防災計画に位置づけまして、ハザードマップを作成して、関係住民の周知を図るということになっております。

以上が指定までの流れでございますが、この土砂災害警戒区域等の指定というのはソフト対策でございます。それで、ハード対策、いわゆる工事の関係につきましては、この指定が前提となっております。採択条件となっております。ということで申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(福田会長) 以上で報告第1号につきましては説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 少し変な話ですが、好摩地区、これ巻堀地区というのがないということですか。

(齋藤委員) 馬場状小屋からは巻堀地区。

(佐々木委員) これ役所ですから、ここ巻堀地区に直したほうがよろしいのではないのでしょうか。好摩地区のうちの1カ所でしょう。

(齋藤委員) 馬場状小屋地区コミュニティというのが巻堀地区、巻堀地区コミュニティセンターというのも巻堀地区になります。

(福田会長) そうすれば、好摩地区を巻堀地区にすればいいのだね。

(齋藤委員) 土砂崩れの山があるほうのあれでしょうから、好摩地区には余り山はありません。巻堀地区にある。

(佐々木委員) 馬場状小屋も巻堀ですね。この2つが巻堀地区。

(高橋課長) 承知いたしました。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

(福田会長) それでは、そのように訂正を願います。

そのほか。

(「なし」 の声)

(福田会長) それでは、なしという声でございますが、報告第1号につきましては終わりたいと思っておりますが、よろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) どうもありがとうございました。

それでは、報告第2号に入ります。有機物資源活用施設整備工事の完了時期の変更についてを報告していただきます。

それでは、説明を願います。座ってどうぞ。

(中川部長) 農林部長の中川でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、有機物資源活用施設整備工事の完了時期の変更についてご説明を申し上げます。有機物資源活用施設整備の完了時期につきましては、これまでご説明しておりました本年12月の完了時期が変更になりますことから、その内容をご報告するものでございます。

初めに、工事の完了時期についてでございますが、「有機物資源活用施設整備(建築主体)工事その3」の完了時期は、平成24年12月27日でしたが、平成25年3月25日に変更しようとするものでございます。

変更の理由でございますが、二次発酵舎の立ち上がり壁及び製品貯蔵庫の部材の見直し等によりまして、不測の日数、およそ1カ月ほどでございますが、これを要したため、工事スケジュールにおくれが生じたものでございます。これを踏まえまして、工事工程の調整を行いましたが、舗装工事及び外構工事の一部につきましては、厳冬期の施工とならざるを得ない見込みとなりまして、当該地の標高400メートルを超える地形的要因等を考慮いたしますと、厳冬期の施工は好ましくなく、その時期を過ぎた施工としたいため、工期を延長するものでございます。なお、不測の日数を要したというところにつきましては、造成工事設計に合わせまして建物の設計の修正を行っておりましたが、今回の建物の工事発注に際しまして意匠図を修正したもの、構造図は修正前のものを誤って混用しまして、工事の発注、確認の申請に使用したことによるものでございます。このことによりまして、工事の完了時期が延び、施設利用者の方々を初め、関係者の皆様にご迷惑をおかけすることになりましたこと、心からおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今後の対応についてでございますが、当該施設のうち、昨年度に完成しました原材料、貯蔵庫の一部は、既に利用を開始してございます。工事完了後本格的な牛ふん受け入れ及び堆肥生産を開始することとしてございます。また、施設を利用する畜産農家の方々に対しましては、施設の利用時期がおくれることによります影響を受けないよう配慮してまいりたいと考えております。

なお、2カ月間運用開始がおくれますことは、施設の利用を希望されているの方々に対しましてご説明申し上げ、ご理解をいただいているところでございます。あわせて、有機物資源活用推進協議会にもご報告する予定となっております。

工事契約の金額につきましては、二次発酵舎の立ち上がり壁及び製品貯蔵庫の部材の見直し等によりまして、鉄筋工及びコンクリート工などに増工が生じてございます。金額にいたしまして、約300万円の増額が見込まれましたことから、変更契約を専決処分し、本日臨時議会におきまして議会に対しまして報告したところでございます。

なお、参考までに、「有機物資源活用施設整備(建築主体)工事その3」の概要につきまして、下段に掲載してございますので、ご参照願いたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(福田会長) 以上で報告第2号につきまして説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらばお願いいたします。

(「なし」の声)

(福田会長) なしという声がございますが、本当にございませんか。

(「なし」の声)

(福田会長) 内容等については、新聞紙上でもごらんになっていると思いますので、ひとつその辺もご理解をいただきまして今いただきました報告で皆さんからご理解を賜りたいと、こう思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

6 その他

(福田会長) それでは、大分時間も経過しておりますが、最後の6番のその他でございます。事務局からお願いいたします。

(佐々木参事兼総務課長) 事務局から1件のみ報告でございますけれども、よろしくお願いいたしますと思います。

次回の地域協議会でございますけれども、年が明けまして平成25年1月の下旬ということで、会長さんのほうと調整をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、1件のみでございます。

(福田会長) そうということで、次回の協議会につきましては、年明け、1月の末ごろに予定したいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。
皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

(なし)

(福田会長) ないようですので、閉会とさせていただきます。
お願いいたします。

7 閉 会

(萬事務長) それでは、福田会長さん、長時間にわたり大変ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして本日の第43回地域協議会を終了させていただきます。本当

にありがとうございました。お疲れさまでございました。

(16時54分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp